

市第14号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

第 1 条 横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 コンテナターミナル関連施設の項中「C 5号重量物
用橋型起重機」及び「D 2号重量物用橋型起重機」を削る。

第 2 条 横浜市港湾施設使用条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 5 前各項及び次条の規定にかかわらず、大黒ふ頭先端緑地の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市海づくり施設条例（昭和53年 7 月横浜市条例第40号）に定めるところによる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項）

区 分	港 湾 施 設	指定管理者の選定の方法
物流等関連施設	大黒ふ頭 C 3号岸壁 出田町ふ頭 C 岸壁 瑞穂ふ頭岸壁 山内ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材の岸壁 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設	横浜市のコンテナ貨物、 在来貨物及び建材の取扱い に関する施策の方針を理解 し、物流施設の使用状況、 実情等を把握して、適切か つ公平に物流施設の使用の 調整を行うものを選定する

大黒ふ頭の上屋
出田町ふ頭の上屋（付属建物を含む。）
山内ふ頭上屋
山下ふ頭の上屋（航空貨物ターミナルを除く。）
本牧ふ頭の上屋
鶴見地区港湾施設用地
大黒ふ頭港湾施設用地
出田町ふ頭港湾施設用地
瑞穂ふ頭港湾施設用地
山内ふ頭港湾施設用地
みなとみらい中央地区港湾施設用地

山下ふ頭港湾施設用地
本牧ふ頭港湾施設用地
南本牧ふ頭港湾施設用地
金沢木材ふ頭港湾施設用地
大黒ふ頭 T 9 号コンテナターミナル用地
本牧ふ頭のコンテナターミナル用地
大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地
山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地
本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地
金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地

大黒ふ頭の荷さばき地
出田町ふ頭の荷さばき地
瑞穂ふ頭の荷さばき地
山内ふ頭 A 号荷さばき地
山下ふ頭の荷さばき地
本牧ふ頭の荷さばき地
金沢木材ふ頭の荷さばき地
未広町物揚場
出田町ふ頭西物揚場
瑞穂ふ頭物揚場
みなとみらい中央物揚場
金沢木材ふ頭の物揚場

水平走行式引込起重機
大黒ふ頭の重量物用橋型起重機
本牧ふ頭の重量物用橋型起重機
大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭 1 号線、
3 号線、6 号線、18 号線及び 21 号線
を除く。）
出田町ふ頭 2 号線、5 号線、6 号線
、8 号線及び 9 号線
瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）
山下ふ頭の道路
本牧ふ頭 A 突堤の道路（臨港道路本
牧 A 突堤連絡線を除く。）
本牧ふ頭 B 突堤の道路（本牧ふ頭 B
突堤基部道路を除く。）
本牧ふ頭 B C 間の道路
本牧ふ頭 C 突堤中央道路
本牧ふ頭 C D 間 2 号線
本牧ふ頭 D 突堤の道路（本牧ふ頭 D
突堤 1 号線を除く。）
南本牧ふ頭 1 号線
金沢木材ふ頭 1 号線及び 2 号線
大黒ふ頭管理センター事務所
本牧ふ頭総合ビル
本牧新建材ふ頭事務所
大黒ふ頭の上屋事務所
山内ふ頭上屋事務所
山下ふ頭の上屋事務所（航空貨物タ
ーミナル事務所を除く。）
本牧ふ頭の上屋事務所
小型油槽船係留さん橋事務所
大黒ふ頭 T 9 事務所
本牧ふ頭 A 突堤事務所
本牧 A 突堤基部事務所
小型油槽船係留さん橋休憩所
大黒ふ頭 T 9 休憩所
大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所
港湾労働者山内ふ頭休憩所
本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワ

	<p>一施設 本牧ふ頭C突堤3・4号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭C突堤労働者休憩所 本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設 南本牧ふ頭休憩施設 大黒ふ頭緑地</p>	
大さん橋	<p>大さん橋国際客船ターミナル 大さん橋駐車場</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
臨港パーク等関連施設	<p>みなとみらいさん橋A みなとみらいさん橋B みなとみらいさん橋C みなとみらいさん橋D みなとみらいさん橋付属旅客施設 臨港パーク駐車場 国際交流ゾーン 臨港パーク</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
港湾関係厚生施設	<p>大黒ふ頭厚生センター 横浜市港湾労働会館 山下ふ頭港湾厚生センター 港湾労働者本牧ふ頭厚生施設 本牧ふ頭B突堤厚生施設 港湾労働者共同住宅第2新山下寮</p>	<p>横浜市の港湾関係者の福利厚生に関する施策の方針を理解し、港湾関係者の福利厚生を増進するための事業を自ら企画し、及び実施するものを選定する。</p>
日本丸メモリアルパーク	<p>日本丸メモリアルパーク</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
横浜港シンボルタワー	<p>横浜港シンボルタワー 横浜港シンボルタワー駐車場</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
八景島	<p>八景島さん橋 八景島西浜さん橋 八景島客船ターミナル 八景島緑地</p>	<p>八景島に係る横浜市の整備に関する方針を理解し、広域的なレクリエーション拠点として緑地等を管理し、及び運営し、並びに八景島のにぎわいを創出するものを選定する。</p>

附 則

この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

指定管理者による C 5 号重量物用橋型起重機及び D 2 号重量物用橋型起重機の管理に関する業務を廃止するとともに、大黒ふ頭 C 3 号岸壁等について指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案 ・ 新旧対照表）
（下段 現 行

第 1 条 関 係

別表第 1（第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項）

区 分	港 湾 施 設 の 名 称	指定管理者の選定の方法
（ 省 略 ）		
コンテナターミナル関連施設	大黒ふ頭 T 9 港湾施設用地 本牧ふ頭 B C 突堤間港湾施設用地 本牧ふ頭 D 突堤港湾施設用地 大黒ふ頭 T 9 号コンテナターミナル用地 本牧ふ頭 B C コンテナターミナル用地 本牧ふ頭 D 突堤コンテナターミナル用地 大黒ふ頭 T 9 号岸壁荷さばき地 大黒ふ頭冷凍コンテナ用 2 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤 1 号バース荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤 2 号バース荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤 3 号バース荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤冷凍コンテナ用 1 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤冷凍コンテナ用 2 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤冷凍コンテナ用 3 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤冷凍コンテナ用 4 号荷さばき地 T 4 号重量物用橋型起重機 T 5 号重量物用橋型起重機	横浜市のコンテナ貨物の取扱いに関する施策の方針を理解し、コンテナターミナルの使用状況、実情等を把握して、適切かつ公平にコンテナターミナル施設の使用の調整を行うものを選定する。

B C 1号重量物用橋型起重機

B C 2号重量物用橋型起重機

B C 3号重量物用橋型起重機

C 2号重量物用橋型起重機

C 3号重量物用橋型起重機

C 4号重量物用橋型起重機

C 5号重量物用橋型起重機

C S 1号重量物用橋型起重機

C S 2号重量物用橋型起重機

C S 4号重量物用橋型起重機

D 2号重量物用橋型起重機

D 3号重量物用橋型起重機

D 4号重量物用橋型起重機

大黒ふ頭 T 9内1号線

大黒ふ頭 T 9内2号線

大黒ふ頭 T 9内3号線

大黒ふ頭 T 9内4号線

大黒ふ頭 T 9内5号線

大黒ふ頭 T 9内6号線

大黒ふ頭 T 9内7号線

大黒ふ頭 T 9内8号線

大黒ふ頭 T 9内9号線

本牧ふ頭 B C間4号線

本牧ふ頭 B C間5号線

本牧ふ頭 B C間6号線

本牧ふ頭 B C間7号線

本牧ふ頭 B C間8号線

本牧ふ頭 B C間9号線

本牧ふ頭 B C間10号線

本牧ふ頭 B C間11号線

本牧ふ頭 B C間12号線

本牧ふ頭 B C間13号線

本牧ふ頭 B C間14号線

本牧ふ頭 B C間15号線

本牧ふ頭 D突堤 2号線

本牧ふ頭 D突堤 3号線

本牧ふ頭 D突堤 4号線

本牧ふ頭D突堤 5 号線 本牧ふ頭D突堤 6 号線 本牧ふ頭D突堤 7 号線 本牧ふ頭D突堤 8 号線 本牧ふ頭D突堤 9 号線 本牧ふ頭D突堤12号線 本牧ふ頭D突堤13号線 本牧ふ頭D突堤14号線 大黒ふ頭T 9 事務所 大黒ふ頭T 9 休憩所	
(省 略)	

第 2 条 関 係

(指 定 管 理 者 の 指 定 等)

第 2 条 の 2 (第 1 項 から 第 4 項 まで 省 略)

5 前各項及び次条の規定にかかわらず、大黒ふ頭先端緑地の指定管理者の指定等に関する事項は、横浜市海づり施設条例（昭和53年7月横浜市条例第40号）に定めるところによる。

現		行
別表第 1 (第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項)		
区 分	港 湾 施 設 の 名 称	指定管理者の選定の方法
建材取扱施設	瑞穂ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材 1 号岸壁 本牧ふ頭新建材 2 号岸壁 瑞穂ふ頭 1 号荷さばき地 瑞穂ふ頭 2 号荷さばき地 本牧ふ頭新建材 A 号荷さばき地 金沢木材ふ頭 C 号荷さばき地 金沢木材ふ頭 D 号荷さばき地 金沢木材ふ頭 E 号荷さばき地 瑞穂ふ頭物揚場 金沢木材ふ頭 1 号物揚場 金沢木材ふ頭 2 号物揚場 金沢木材ふ頭 3 号物揚場 金沢木材ふ頭 4 号物揚場	横浜市の建材供給に関する施策の方針を理解し、市内の建材の需給状況等を把握して、建材を安定的に供給する事業に対する支援を行うものを選定する。
本牧ふ頭の上屋等	本牧ふ頭 A 突堤 1 号上屋 本牧ふ頭 A 突堤 2 号上屋 本牧ふ頭 A 突堤 3 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 1 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 3 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 4 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 5 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 6 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 7 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 8 号上屋 本牧ふ頭 B 突堤 9 号上屋 本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋 本牧ふ頭 C 突堤 5 号上屋 本牧ふ頭 C 突堤 7 号上屋 本牧ふ頭 C 突堤 9 号上屋 本牧ふ頭 D 突堤 C F S 1 本牧ふ頭 D 突堤 C F S 2 本牧ふ頭 D 突堤全天候はしけ上屋 本牧ふ頭 A 突堤 2 号在来貨物ターミ	横浜市の在来貨物の取扱いに関する施策の方針を理解し、本牧ふ頭の物流施設の利用状況、実情等を把握して、適切かつ公平に本牧ふ頭の上屋等の使用の調整を行うものを選定する。

改 正 案

別表第 1 (第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項)

区 分	港 湾 施 設	指定管理者の選定の方法
物流等関連施設	大黒ふ頭 C 3号岸壁 出田町ふ頭 C 岸壁 瑞穂ふ頭岸壁 山内ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材の岸壁 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設 大黒ふ頭の上屋 出田町ふ頭の上屋 (付属建物を含む。) 山内ふ頭上屋 山下ふ頭の上屋 (航空貨物ターミナルを除く。) 本牧ふ頭の上屋 鶴見地区港湾施設用地 大黒ふ頭港湾施設用地 出田町ふ頭港湾施設用地 瑞穂ふ頭港湾施設用地 山内ふ頭港湾施設用地 みなとみらい中央地区港湾施設用地 山下ふ頭港湾施設用地 本牧ふ頭港湾施設用地 南本牧ふ頭港湾施設用地 金沢木材ふ頭港湾施設用地 大黒ふ頭 T 9号コンテナターミナル用地 本牧ふ頭のコンテナターミナル用地 大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地 山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地 本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地 金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地 大黒ふ頭の荷さばき地	横浜市のコンテナ貨物、在来貨物及び建材の取扱 いに関する施策の方針を理 解し、物流施設の使用状況 、実情等を把握して、適切 かつ公平に物流施設の使用 の調整を行うものを選定す る。

ナル用地
本牧ふ頭 A 突堤 3 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 1 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 2 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 4 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 5 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 6 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 7 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 8 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 B 突堤 9 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 C 突堤 A 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 C 突堤 B 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 C 突堤 C 号在来貨物ターミナル用地
ナル用地
本牧ふ頭 D 突堤全天候上屋付属在来貨物ターミナル用地
本牧ふ頭 A 突堤 1 号上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭 A 突堤 2 号上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭 A 突堤 3 号上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭 B 突堤 1 号上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属荷さばき地
本牧ふ頭 B 突堤 3 号上屋付属荷さば

出田町ふ頭の荷さばき地
瑞穂ふ頭の荷さばき地
山内ふ頭A号荷さばき地
山下ふ頭の荷さばき地
本牧ふ頭の荷さばき地
金沢木材ふ頭の荷さばき地
未広町物揚場
出田町ふ頭西物揚場
瑞穂ふ頭物揚場
みなとみらい中央物揚場
金沢木材ふ頭の物揚場
水平走行式引込起重機
大黒ふ頭の重量物用橋型起重機
本牧ふ頭の重量物用橋型起重機
大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭1号線、
3号線、6号線、18号線及び21号線
を除く。）
出田町ふ頭2号線、5号線、6号線
、8号線及び9号線
瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）
山下ふ頭の道路
本牧ふ頭A突堤の道路（臨港道路本
牧A突堤連絡線を除く。）
本牧ふ頭B突堤の道路（本牧ふ頭B
突堤基部道路を除く。）
本牧ふ頭B C間の道路
本牧ふ頭C突堤中央道路
本牧ふ頭C D間2号線
本牧ふ頭D突堤の道路（本牧ふ頭D
突堤1号線を除く。）
南本牧ふ頭1号線
金沢木材ふ頭1号線及び2号線
大黒ふ頭管理センター事務所
本牧ふ頭総合ビル
本牧新建材ふ頭事務所
大黒ふ頭の上屋事務所
山内ふ頭上屋事務所
山下ふ頭の上屋事務所（航空貨物夕

	<p>き地 本牧ふ頭 B 突堤 4 号上屋付属荷さばき地 き地 本牧ふ頭 B 突堤 5 号上屋付属荷さばき地 き地 本牧ふ頭 B 突堤 6 号上屋付属荷さばき地 き地 本牧ふ頭 B 突堤 7 号上屋付属荷さばき地 き地 本牧ふ頭 B 突堤 8 号上屋付属荷さばき地 き地 本牧ふ頭 B 突堤 9 号上屋付属荷さばき地 き地 本牧ふ頭 C 突堤 B 号荷さばき地 本牧ふ頭 C 突堤 C 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤全天候はしけ上屋付属荷さばき地</p>	
<p>コンテナターミナル関連施設</p>	<p>大黒ふ頭 T 9 港湾施設用地 本牧ふ頭 B C 突堤間港湾施設用地 本牧ふ頭 D 突堤港湾施設用地 大黒ふ頭 T 9 号コンテナターミナル用地 本牧ふ頭 B C コンテナターミナル用地 本牧ふ頭 D 突堤コンテナターミナル用地 大黒ふ頭 T 9 号岸壁荷さばき地 大黒ふ頭冷凍コンテナ用 2 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤 1 号バース荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤 2 号バース荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤 3 号バース荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤冷凍コンテナ用 1 号荷さばき地 本牧ふ頭 D 突堤冷凍コンテナ用 2 号</p>	<p>横浜市のコンテナ貨物の取扱いに関する施策の方針を理解し、コンテナターミナルの使用状況、実情等を把握して、適切かつ公平にコンテナターミナル施設の使用の調整を行うものを選定する。</p>

	<p>ーミナル事務所を除く。)</p> <p>本牧ふ頭の上屋事務所</p> <p>小型油槽船係留さん橋事務所</p> <p>大黒ふ頭T 9事務所</p> <p>本牧ふ頭A突堤事務所</p> <p>本牧A突堤基部事務所</p> <p>小型油槽船係留さん橋休憩所</p> <p>大黒ふ頭T 9休憩所</p> <p>大黒ふ頭2号物揚場休憩所</p> <p>港湾労働者山内ふ頭休憩所</p> <p>本牧ふ頭B突堤2号上屋付属シャワー施設</p> <p>本牧ふ頭C突堤3・4号上屋付属シャワー施設</p> <p>本牧ふ頭C突堤労働者休憩所</p> <p>本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設</p> <p>南本牧ふ頭休憩施設</p> <p>大黒ふ頭緑地</p>	
大さん橋	<p>大さん橋国際客船ターミナル</p> <p>大さん橋駐車場</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
臨港パーク等関連施設	<p>みなとみらいさん橋A</p> <p>みなとみらいさん橋B</p> <p>みなとみらいさん橋C</p> <p>みなとみらいさん橋D</p> <p>みなとみらいさん橋付属旅客施設</p> <p>臨港パーク駐車場</p> <p>国際交流ゾーン</p> <p>臨港パーク</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
港湾関係厚生施設	<p>大黒ふ頭厚生センター</p> <p>横浜市港湾労働会館</p> <p>山下ふ頭港湾厚生センター</p> <p>港湾労働者本牧ふ頭厚生施設</p> <p>本牧ふ頭B突堤厚生施設</p> <p>港湾労働者共同住宅第2新山下寮</p>	<p>横浜市の港湾関係者の福利厚生に関する施策の方針を理解し、港湾関係者の福利厚生を増進するための事業を自ら企画し、及び実施するものを選定する。</p>
日本丸メモリア	日本丸メモリアルパーク	市長が特別の事情がある

	荷さばき地	
	本牧ふ頭D突堤冷凍コンテナ用 3号	
	荷さばき地	
	本牧ふ頭D突堤冷凍コンテナ用 4号	
	荷さばき地	
	T 4号重量物用橋型起重機	
	T 5号重量物用橋型起重機	
	B C 1号重量物用橋型起重機	
	B C 2号重量物用橋型起重機	
	B C 3号重量物用橋型起重機	
	C 2号重量物用橋型起重機	
	C 3号重量物用橋型起重機	
	C 4号重量物用橋型起重機	
	C S 1号重量物用橋型起重機	
	C S 2号重量物用橋型起重機	
	C S 4号重量物用橋型起重機	
	D 3号重量物用橋型起重機	
	D 4号重量物用橋型起重機	
	大黒ふ頭 T 9内1号線	
	大黒ふ頭 T 9内2号線	
	大黒ふ頭 T 9内3号線	
	大黒ふ頭 T 9内4号線	
	大黒ふ頭 T 9内5号線	
	大黒ふ頭 T 9内6号線	
	大黒ふ頭 T 9内7号線	
	大黒ふ頭 T 9内8号線	
	大黒ふ頭 T 9内9号線	
	本牧ふ頭 B C間4号線	
	本牧ふ頭 B C間5号線	
	本牧ふ頭 B C間6号線	
	本牧ふ頭 B C間7号線	
	本牧ふ頭 B C間8号線	
	本牧ふ頭 B C間9号線	
	本牧ふ頭 B C間10号線	
	本牧ふ頭 B C間11号線	
	本牧ふ頭 B C間12号線	
	本牧ふ頭 B C間13号線	
	本牧ふ頭 B C間14号線	

ルパーク		と認める場合を除き、公募する。
横浜港シンボルタワー	横浜港シンボルタワー 横浜港シンボルタワー駐車場	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
八景島	八景島さん橋 八景島西浜さん橋 八景島客船ターミナル 八景島緑地	八景島に係る横浜市の整備に関する方針を理解し、広域的なレクリエーション拠点として緑地等を管理し、及び運営し、並びに八景島のにぎわいを創出するものを選定する。

	<p>本牧ふ頭 B C間15号線 本牧ふ頭D突堤 2号線 本牧ふ頭D突堤 3号線 本牧ふ頭D突堤 4号線 本牧ふ頭D突堤 5号線 本牧ふ頭D突堤 6号線 本牧ふ頭D突堤 7号線 本牧ふ頭D突堤 8号線 本牧ふ頭D突堤 9号線 本牧ふ頭D突堤12号線 本牧ふ頭D突堤13号線 本牧ふ頭D突堤14号線 大黒ふ頭 T 9事務所 大黒ふ頭 T 9休憩所</p>	
大さん橋	<p>大さん橋国際客船ターミナル 大さん橋駐車場</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
みなとみらいさん橋	<p>みなとみらいさん橋A みなとみらいさん橋B みなとみらいさん橋C みなとみらいさん橋D みなとみらいさん橋付属旅客施設</p>	<p>市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。</p>
港湾関係厚生施設	<p>大黒ふ頭厚生センター 横浜市港湾労働会館 山下ふ頭港湾厚生センター 港湾労働者本牧ふ頭休憩所 本牧ふ頭B突堤7号上屋付属休憩所 港湾労働者共同住宅出田町寮 港湾労働者共同住宅第2新山下寮</p>	<p>横浜市の港湾関係者の福利厚生に関する施策の方針を理解し、港湾関係者の福利厚生を増進するための事業を自ら企画し、及び実施するものを選定する。</p>
国際交流ゾーン	<p>国際交流ゾーン</p>	<p>横浜市の港湾環境整備施設の利用に関する施策の方針を理解し、国際会議等及び文化、学術等に係る各種催物を自ら企画し、及び誘致し、並びに国際交流事業に対する支援を行うものを選定する。</p>

市第 14 号

臨港パーク	臨港パーク 臨港パーク駐車場	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
日本丸メモリアルパーク	日本丸メモリアルパーク	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
横浜港シンボルタワー	横浜港シンボルタワー 横浜港シンボルタワー駐車場	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。
八景島	八景島さん橋 八景島西浜さん橋 八景島客船ターミナル 八景島緑地	市長が特別の事情があると認める場合を除き、公募する。

